

2010くらしのサポーター通信

シニアライフについて

ハイライト:

□今月のテーマ

シニアライフについて

□お知らせ

くらしのサポーター
交流大会の開催結果
について

□交流コーナー

コラム

ご挨拶に伺いたい
～本のセールス～

皆様ご承知のように、わが国はいよいよ本格的な超高齢社会に入ってきました。平均寿命も伸び長いシニア期を歩んでいくこととなりますが、できればこの期間を健康で経済的困難がなく、生きがいを持って生活していきたいものです。

今回はシニア・ミドル世代を中心に関心の高いことがらについて、部分的ではありますが、まとめてみました。

1 国民年金（老齢基礎年金）について

支給金額は、満額で年792,100円（平成21年度額）です。「満額」というのは、20歳から60歳までの40年間、未納なく保険料を納めた場合65歳から一生涯に渡って支給される額です。なお、繰り上げ支給といって、請求すれば60～65歳の間でも、減額されますが受給できます。ただし、減額は一生続くことになるので、熟慮してください。

また、40年のうち納めた期間や免除期間などが合計で25年以上なければ年金は一切受け取れません。

このようなことを考慮して、60歳になっても受給資格期間25年に満たない場合は70歳になるまで、また、できるだけ満額に近づけたい場合は65歳になるまでの間、任意加入することがそれぞれ可能となっています。

2 厚生年金（老齢厚生年金）について

いつから支給されるかは、性別、生年月日によって異なります。男性は昭和36年4月2日以降、女性は昭和41年4月2日以降生まれの方は、原則65歳からの支給となります。それ以前に生まれた方は、「特別支給の老齢厚生年金」（比例報酬部分と定額部分の合計）という名称で、次表のように支給開始年齢が段階的に引き上げられます。

受給するためには公的年金の加入期間が25年以上必要です。また、特別支給の老齢厚生年金を受け取るためには、厚生年金の加入期間1年以上が、老齢厚生年金は1ヵ月以上が、要件となっています。

なお、働いていた時の給与、賞与の額により受給額は違ってきます。



●老齢厚生年金支給開始年齢表（生年月日で異なる）

		男性	女性
報酬比例部分	老齢厚生年金	S22年4月2日 ~S24年4月1日	S27年4月2日 ~S29年4月1日
	老齢基礎年金		
定額部分	老齢厚生年金	S24年4月2日 ~S28年4月1日	S29年4月2日 ~S33年4月1日
	老齢基礎年金		
60歳	老齢厚生年金	S28年4月2日 ~S30年4月1日	S33年4月2日 ~S35年4月1日
	老齢基礎年金		
61歳	老齢厚生年金	S30年4月2日 ~S32年4月1日	S35年4月2日 ~S37年4月1日
	老齢基礎年金		
62歳	老齢厚生年金	S32年4月2日 ~S34年4月1日	S37年4月2日 ~S39年4月1日
	老齢基礎年金		
63歳	老齢厚生年金	S34年4月2日 ~S36年4月1日	S39年4月2日 ~S41年4月1日
	老齢基礎年金		
64歳	老齢厚生年金	S36年4月2日 以降	S41年4月2日 以降
	老齢基礎年金		
65歳	老齢厚生年金		
	老齢基礎年金		

3 長寿（後期高齢者）医療制度について

この制度は、75歳以上の人と、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあり申請により認定を受けられた方を対象としています。運営主体は都道府県単位に置かれた広域連合（徳島市川内町）です。

長寿医療制度に加入すると、各人に被保険者証が交付されます。これを医療機関の窓口で提示することにより、窓口での負担は、かかった医療費の1割（一定以上の所得のある人は3割）となり、また、所得に応じた月ごとの上限額も設けられています。

保険料は、原則として県内で同じ所得であれば同じ保険料としており、具体的には、被保険者の所得に応じた所得割額と一人当たり定額（均等割額）の合算額となります。なお、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が9割、7割、5割、2割軽減されます。また、住民税非課税のような所得の少ない人は、「所得割額」が5割軽減されます。

なお、長寿医療制度については、ほかの医療保険制度（国民健康保険など）と別建ての制度とすることによる抵抗感等に配慮し、現在国において抜本的見直しや検討が進められています。

4 医療費控除について

所得控除のひとつで、1年間（1月1日～12月31日）にかかる医療費が一定の額を超えると、その超過分を所得から差し引き、税負担を軽減するものです。控除の適用には確定申告が必要です。また、医療費控除は納税者本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費も対象となります。

医療費控除額＝（支払った医療費）－（10万円もしくは、総所得金額等の5%のいずれか低い方）

ただし、入院などにより、民間の医療保険から給付金を受けたりした場合などは、かかった医療費から差し引かなければなりません。

例えば、年間の医療費が100万円かかり、医療保険から40万円の給付があったとしましょう。総所得金額が200万円以上であれば、医療費控除は、100万円－40万円－10万円＝50万円となり、仮に所得税率が10%であれば5万円の税金が確定申告によって戻ってきます。申告に必要ですので領収証などは保存しておきましょう。

ただし、「医療費」には差額ベッド代など含まれない費用がありますので、判断に迷う場合は税務署に相談しましょう。

5 相続について

● 相続財産の分け方

大きく分けて「指定分割」と「協議分割」があります。指定分割とは亡くなった方が遺言によって指定した分割方法をいいます。遺言がなければ相続人により話し合い（遺産分割協議）が行われ分割することとなりますが、これを協議分割といいます。協議で解決できない場合は、家庭裁判所での「調停」、「審判」という方法があります。

遺産分割が確定すると、「遺産分割協議書」を作成します。作成には、相続人全員の自署押印・印鑑証明・戸籍抄本が必要となっています。

● 法定相続人と法定相続分

民法上、財産を相続できる権利がある人のことを「法定相続人」といい、相続できる順やその割合（法定相続分）についても定められています。協議分割時に法定相続分が目安とされることも多くなっています。配偶者は常に法定相続人となります。配偶者以外では子が第1順位です。子がいない場合は、父母が第2順位となります。さらに子も父母もない場合は、兄弟姉妹が第3順位となります。

【法定相続分の例：夫が死亡したとき】

妻・子3人の場合→妻2分の1、子6分の1ずつ

妻・父母の場合→妻3分の2、父母6分の1ずつ

妻・兄弟2人の場合→妻4分の3、兄弟8分の1ずつ

くらしのサポーター交流大会につきましては、約100名の参加があり、盛況に開催することができました。本当にありがとうございました。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
 - ・啓発受付 088-625-8285
 - ・事務担当 088-623-0612
 - ・ファクシミリ 088-623-0174
- Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム



ご挨拶に伺いたい～本のセールス～

5年ほど前のことである。ある会の世話係りになり1週間経った。「〇〇新聞ですが、当地の担当となりました。挨拶に伺いたい。」と電話だ。

家に上がってもらい話を聞くが、「取材ではありません。世界文化遺産の・・・」と全集の話だ。やがて県内の団体の長らしい人の名前の記入されたノートを少し見せられる。

買えと言うのでもなく、このような人たちのご予約をいただいています、との繰り返し。書架を指差して「和算しか興味はありません。和算の関係の本が出たら買います。」と区切りをつけた。

某新聞社の徳島支局に抗議のハガキを投函、返事なし。某放送局の出版物が編み出した販売方法だと、後日、ある消費者の会合で知った。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より
交流大会でのパネルディスカッションでは、パネリストの方々に貴重なご提言、ご意見をいただきました。今後のくらしのサポーターの活性化に生かして参りたいと考えております。

今年の冬は、格別寒く2月8日には徳島市でも6cmの積雪がありました。この寒さからか風邪がはやっておりますが、皆様方にはどうかご自愛いただき、ご健康にお過ごしください。